

島田市立小中学校の保護者 様

島田市教育委員会
学 校 教 育 課 長

インフルエンザによる出席停止の様式変更について

インフルエンザの登校許可証明書取得に伴う家庭や医療機関の負担軽減を図るため、出席停止に係る様式を変更し、今後は別紙様式「インフルエンザ罹患証明書」により、登校再開を判断します。

このことにより、インフルエンザから回復した後の通院は不要となりますが、登校再開の判断においては、ご家庭での体温測定が非常に重要となります。ご理解・ご協力をお願いします。

記

- 1 対 応 下表のとおり
- 2 運用開始 令和4年11月14日（月）から

	【従来】登校許可証明書	【変更後】罹患証明書
1	医療機関を受診し、インフルエンザと診断される。	
2		<u>医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」を発行してもらう。</u>
3	インフルエンザに罹患した旨、学校に連絡する。 ①児童生徒氏名 ②学年クラス ③発症日	
4	学校もしくはホームページで「出席停止通知書及び登校許可証明書」をもらう。	
5	自宅安静	自宅安静 保護者は毎日、午前・午後の体温を測定し、「インフルエンザ罹患証明書」（経過報告書欄）に記録する。
6	「発症した後5日、かつ、解熱した後2日」を経過する。	
7	再度、医療機関を受診し、医師に「登校許可証明書」を記入してもらう。	
8	登校時に「登校許可証明書」を学校に提出する。	登校時に「インフルエンザ罹患証明書」を学校（学級担任）に提出する。

※「インフルエンザ罹患証明書」は、市内医療機関に用意してあります。受診時に持参する必要はありません。周辺市町（藤枝市・焼津市・吉田町）と連携して実施しますが、念のため市外の医療機関を受診する場合は、持参するようにしてください。（学校のホームページにも掲載してあります。）

※「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」については、「インフルエンザ罹患証明書」の裏面でご確認ください。

インフルエンザ罹患証明書

(氏名) _____ (生年月日) _____ 年 月 日

上記患者は、インフルエンザに感染しているものと証明いたします。

(症状出現日) _____ 年 月 日
(発症0日)

(診断日) _____ 年 月 日

(医療機関名) _____

(医師氏名又は代表者氏名) _____ 印

学校保健安全法施行規則第19条第2項 インフルエンザ(新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く。)の出席停止期間:
『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで』とされています。

※気になる症状等がある場合は、再度かかりつけ医を受診してください。

医師からの注意事項

保護者記入欄

経過報告書

(児童生徒名) _____ 年 組 _____ (保護者氏名) _____

発症日	月 日	午前測定時刻:体温	午後測定時刻:体温
0日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
1日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
2日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
3日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
4日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
5日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
6日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
7日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度
8日目	月 日	午前 時 分: 度	午後 時 分: 度

インフルエンザ出席停止期間早見表

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第 19 条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

出席停止期間は、

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっています。

※発症日 …熱が出はじめた日や熱がなくてもインフルエンザの諸症状が出はじめた日

※発症後5日…発症した日を0日とし、そこから5日間(実質最短で6日間)経過した日

※解熱後2日…1日中平熱で過ごせた日を解熱0日とし、そこから2日間経過した日

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 4日目			
出席停止							登校可			
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目			
出席停止							登校可			
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
出席停止							登校可			
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
出席停止								登校可		
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
出席停止									登校可	

この後は、解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。

8日目以降も熱が下がらない場合や気になる症状等ありましたら、かかりつけ医を再受診し、学校へ御連絡ください。

必ず出席停止期間をお守りください！

処方された薬によっては解熱が早い場合がありますが、規定の日数が経過するまでは体内にウイルスが残っていることがあります。お子様のインフルエンザを完全に治すためにも、学校内での流行を防ぐためにも、必ず出席停止期間を守ってください。

また、出席停止期間を過ぎても、気になる症状があったり、症状が悪化する場合は、再度医療機関を受診してください。